

第1章

児童虐待と社会的養護

児童虐待とは、親または親に代わる養育者等が「子どもの心身を傷つけ、子どもの健全な成長・発達を阻害すること」をいいます。

児童虐待は子どもへの人権侵害であり、時には生命をも脅かし、心に深い傷を残し、人格形成に大きな影響を与えます。児童虐待による不適切な扱いや心理的外傷は、人格や知能発達を阻害し、情緒や行動面にも深刻な影響を与えます。非行、不登校、ひきこもり、自傷行為、思春期以後に現れる精神疾患等、社会的不適応行動の原因になることもあります。

このような理由から、児童虐待の予防・防止は、児童の健全育成の原点です。

1. 児童虐待防止対策の経緯

平成12年	児童虐待の防止等に関する法律成立（平成12年11月施行）
平成16年	- 児童虐待の定義（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト）、住民の通告義務 等 児童虐待の防止等に関する法律・児童福祉法改正（平成16年10月以降順次施行） - 児童虐待の定義の見直し（同居人による虐待を放置すること等も対象） - 通告義務の範囲の拡大（虐待を受けたと思われる場合も対象） - 市町村の役割の明確化（相談対応を明確化し虐待通告先に追加） - 要保護児童対策地域協議会の法定化 等
平成17年	児童家庭相談支援援助指針、要保護児童対策地域協議会設置の策定 等（平成17年4月）
平成18年	稲美町要保護児童対策地域協議会設置（平成18年5月1日施行）
平成19年	児童虐待の防止等に関する法律・児童福祉法改正（平成20年4月施行） 児童の安全のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化 等
平成21年	児童福祉法改正（一部を除き平成24年4月施行） - 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援事業の法定化及び努力義務化、要保護児童対策地域協議会の機能強化 - 里親制度の改正等家庭的養護の拡充 等
平成23年	児童福祉法改正（一部を除き平成24年4月施行） - 親権停止及び管理権喪失の審判等について児童相談所長の請求権付与、里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合の児童相談所長の親権代行を規定 - 施設長等が、児童の監護等に関し、その福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者等はその措置を不当に妨げてはならないことを規定 等
平成28年	児童虐待の防止等に関する法律・児童福祉法等の改正（平成28年4月施行） 法の理念の明確化、母子健康包括支援センターの設置、市町及び児童相談所の体制強化、里親委託の推進 等
令和元年	児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案（令和2年4月1日施行） 体罰禁止の法定化、児童相談所の体制強化等・設置促進、関係機関の連携強化 等
令和4年	児童福祉法の一部を改正する法律（一部を除き令和6年4月1日施行） 子育て世帯に対する包括的支那支援のための体制強化及び児童の拡充、一時保護所及び児童相談所による処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上、社会的養育経験者・障害者入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化、児童の意見聴取の仕組みの整備、一時保護開始の判断に関する司法審査の導入、子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上、児童をわいせつ行為から守る環境整備 等
令和7年	児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律等の改正（公布から6月以内施行・公布から1年6月以内施行） - 一時保護中の児童に虐待を行った疑いのある保護者に対する面会通信制限の規定の整備 - 一時保護委託の登録制度の創設 等

2. 児童虐待の種別

児童虐待のタイプは、次の4つに分類されます。

実際の児童虐待の事例は、複数の虐待が混在していることもあります。

① 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

例：殴る、蹴る、投げ落とす、タバコの火を押し付ける、激しく揺さぶる、熱湯をかける、溺れさせる、戸外に締め出し放置する 等

② 性的虐待

児童にわいせつな行為をしたり、させたり、見せたりすること。

例：子どもへの性交、性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体に子どもを強要する 等

③ 心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

例：日常的に罵声を浴びせる、無視をする、児童の心を傷つけることを繰り返し言う、きょうだい間で差別的な扱いをする、子どもの前で配偶者やその他の家族等に対し暴力をふるう 等

④ ネグレクト（保護の怠慢・拒否）

児童の心身の健やかな発達を損なう等の不適切な養育、監護の怠慢、児童の安全に対する不注意や無関心、あるいは保護者以外の同居人の虐待行為を放置すること。

例：家に閉じ込める（子どもの意思に反して学校等に登校させない）、病気やケガをしても病院に連れて行かない、家や自動車に置き去りにする、適切な食事を与えない、下着等長期間ひどく不潔なままにする、極端に不潔な環境の中で生活をさせる 等

参考 マルトリートメント（身体的、性的、心理的虐待及びネグレクトを統合する概念）

「マルトリートメント」とは、身体的暴力、不当な扱い、明らかに不適切な養育、事故防止への配慮の欠如、言葉による脅かし、性的行為の強要等によって、明らかに危険が予測されたり、子どもが苦痛を受けたり、明らかな心身の問題が生じているような状態をいいます。

“大人の子どもへの不適切なかかわり”を意味し、児童虐待を広くとらえた概念で、諸外国では、「マルトリートメント」という概念が一般化しています。

3. 児童虐待の重症度

個別事例における虐待の重症度判断は、児童虐待防止法の定義に基づいて行われ、子どもの状況、保護者の状況、生活環境等の養育環境から総合的に判断します。その際に留意することは、子どもの視点に立って「子どもの安全を守る」「子どもの権利を守る」といった「子どもにとっての最善の利益」という考え方のもとに、総合的に判断するということです。

保護者が「しつけ」と認識している行為も、子どもにとって有害な行為は虐待です。保護者の思いのみを汲んで判断することは危険です。

最重度虐待 (生命の危険)	身体的虐待等によって生命の危機に関わる受傷、ネグレクト等のための衰弱死の危険性があるもの
重度虐待	今すぐには生命の危険はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長、発達等に重要な影響が生じているか、生じる可能性のあるもの ① 継続的医療を必要とするほどの外傷がある（幼児で打撲傷がある、骨折、裂傷、目に傷がある）場合 ② 成長障害や発達遅滞が顕著である場合 ③ 生存に必要な食事、衣類、住居が与えられていない場合 ④ 明らかな性行為がある場合 ⑤ 家から出してもらえない、部屋に閉じ込められている場合
中度虐待	継続的な治療を要する程度の外傷や栄養障害はないが、長期的に見ると子どもの人格形成に重大な問題を残すことが危惧されるもの ① 今までに慢性的に痣や傷痕ができるような暴力を受けていたり、長期に渡って、身体的・情緒的にネグレクトされていたために、人格形成に問題が残りそうな場合 ② 現在の虐待が軽度であっても、生活環境等の育児条件が極度に不良なため、自然経過ではこれ以上改善が望めそうもなく、今後の虐待の増強や人格形成が危惧される場合 ③ 親に慢性の精神疾患（統合失調症、気分障害、精神遅滞、アルコールや薬物依存等）があり、子どもの世話ができない場合 ④ 長時間大人のいない家に置き去りにしている場合
軽度虐待	実際に子どもへの暴力があり、親や周囲の者が虐待と感じているが、一定の制御があり、一時的なものと考えられ、親子関係には重篤な病理がみられない ① 外傷が残るほどではないが、暴力行為があるもの ② 子どもの健康問題が起きるほどではないが、ネグレクト傾向がある場合
虐待の危惧あり	暴力やネグレクトの虐待行為はないが、「叩いてしまいそう」、「世話をしたくない」等、子どもへの虐待を危惧する訴えがあるもの

重症度判定基準補足：子どもの状況、母親及び父親等養育者の社会心理的状況、地域社会等環境要因を加味し、他の要素と関連させて重症度のランクを一ランク上げる等、柔軟に考えます。

4. 児童虐待が起こりやすい背景

児童虐待が生じる家族の特徴としては、保護者の性格・疾病、経済問題、家族関係、住居、近隣関係、子どもの特性等、多様な問題が複合的、連鎖的に作用するなど構造的背景を伴っていると考えられています。したがって、単なる一時的な助言や注意、あるいは経過観察だけでは改善が望みにくいため、児童虐待を引き起こしている背景要因を的確に捉え、関係機関が一体となった積極的な介入と家族への支援が必要です。

しかし、リスク要因があるからといって必ずしも虐待が起こるわけではありません。適切にアセスメントするためには、リスク要因とともに虐待の発生を予防することにもなるストレングス(家族の力・プラス要因)も確認することが重要です。

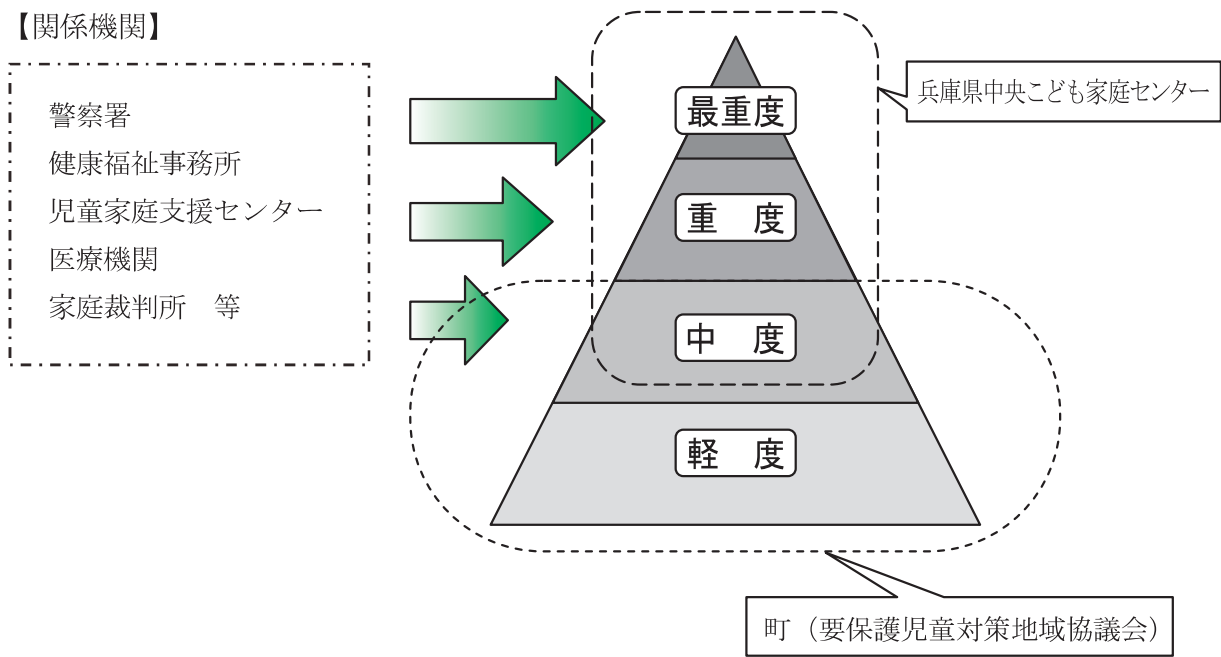
虐待に至るおそれのある要因と虐待のリスクとして留意すべきポイント	
保護者側のリスク要因	・ 育児に対する不安やストレス ・ 妊娠・出産そのものを受容することが困難(望まぬ妊娠、10代の妊娠) ・ 子どもへの愛着形成が十分に行われていない。(妊娠中に早産等何らかの問題が発生したことで胎児への受容に影響がある。入院や入所等による長期にわたる親子分離) ・ マタニティーブルーや産後うつ病等精神的に不安定な状況 ・ 保護者のパーソナリティ障害 ・ 精神障害、知的障害、アルコール依存、薬物依存 等 ・ 医療につながっていない慢性疾患 ・ 被虐待体験 ・ 誤った育児信念(体罰容認、強迫的育児、発達を無視した過度な要求 等)
子ども側のリスク要因	・ 育児に負担のかかる乳児期の子ども ・ 発達の遅れ、発達障害、未熟児、多胎児 等 ・ 何らかの育てにくさを持っている子ども(なだめにくい、こだわりが強い) ・ 子どもの反社会的な行動
養育環境のリスク要因	・ 未婚を含むひとり親家庭(援助者の不在 等) ・ 内縁者や同居人がいる家庭(保護者の恋人や知人などをかばう気持ち) ・ 子連れの再婚家庭(家族関係が不安定な状態 等) ・ 夫婦関係や家族間の関係に問題を抱え、配偶者からの暴力等があるなど家庭内のストレスが高い家庭 ・ 転居を繰り返す家庭 ・ 親族や地域社会から孤立した家庭 ・ 生計者失業や転職の繰り返し等で経済不安のある家庭 ・ 夫婦不和、配偶者からの暴力等不安定な状況にある家庭 ・ 定期的な健康診査を受診しない、必要な治療を受けない

5. 実施機関（兵庫県中央こども家庭センター・町）の基本的役割

兵庫県中央こども 家 庭 セ ン タ ー	より高度で専門的な対応、法的対応が必要なケースに重点的な対応 (市町援助、相談援助、一時保護、措置 等)
町	一義的相談窓口 (子育て支援、相談、早期発見、地域での見守り 等)

※児童福祉法第 10 条(市町村の業務)、第 11 条(都道府県の業務)

図：児童虐待の重症度と各機関の関係



6. 虐待が子どもに及ぼす影響

(1) 虐待を受けた子どもは

① 身体的影響

虐待を受けている子どもは、生傷が絶えなかったり、慢性疾患等の病気や障害、発育や発達の遅れが認められたりします。また、自傷行為により傷が見られる場合もあります。

② 知的・発達的影響

言語能力や考える力が育ちにくくなり、生活全般にわたる意欲の低下や知的発達が停滞してしまう恐れもあります。

③ 心理的影響

感情をコントロールする力がなくなり、行動上の問題が出てきます。また、自分の存在を否定し、外界との基本的信頼関係が持てなくなります。

(2) 虐待を受けて育った子どもが大人になると

① 対人関係への影響

基本的な信頼関係が持てないまま、いつも周りの人から攻撃されるのではないかと不安や不信がつきまとい、周囲を一方向的に敵対視したり、常に我を張って生きようになります。

② 自尊感情への影響

自己の存在を否定する気持ちが様々な人間関係の中で強化され、幸せになることへの不安が生じる場合もあります。ときに自傷行為として表現されることもあります。

③ 治療困難な心の傷

虐待を受けて大人になった人は、価値観や生活習慣にまで悪影響を与えたりPTSD（心的外傷後ストレス障害）に陥ってしまった結果、専門家による継続的治療が必要になることもあります。場合によっては、犯罪を犯したり、命に関わるような事態になることもあります。

④ 世代間連鎖の問題

しつけという名目で虐待行為が日常化した家庭での生活体験は、子ども達自身が親になったときに再現しやすく、当然のように自分の子どもを虐待してしまう場合があります。また、その繰り返しが親世代から子世代へ受け継がれていく危険性もあります。

(3) 虐待をそばで見ている子どもは

虐待は、それを受けた子どもにとって問題になるのは当然ですが、それを見ているきょうだいも虐待を受けているような気持ちにさせます。きょうだいばかりでなく、夫婦間の暴力等を目撃している場合も同じような傾向が見受けられます。

7. 社会的養護

平成28年改正法は、全ての児童の健全な育成を図るという考え方に立ち、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るため、子どもの権利を保障する児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）の全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等に係る改正を行ったもので、平成29年4月から全面施行されました。

平成28年改正法により、児童は家庭での養育が原則とされ、児童虐待を行った保護者に対する指導については、児童相談所と保護者との対立構造が生じることから、児童虐待を行った保護者への指導の実効性を高めるために司法の関与が明文化されました。具体的な審理手続きの流れとして、家庭裁判所に里親委託・施設入所等の措置の承認の申し立てがあった場合、保護者指導による在宅養育が推進される一方で、効果がなかった場合は、承認の審判がなされ、里親委託・施設入所等の措置が採られる等、児童等の保護についての司法関与が強化されました。

家庭での養育が困難な被虐待児童について、親子関係再構築支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られることになった場合は、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつけるため、里親委託等の推進、18歳以上の者等に対する支援の継続、保護者に対する面会・通信制限等の措置が講じられることとなりました。

一時的に家庭での養育が困難になった子どもを、自分の家庭に引き取って、深い愛情と理解をもって育ててくださる方を「里親」とよび、この里親制度は児童福祉法に定められています。民法上の養子縁組制度とは異なります。ただし、里親委託ののち、特別養子縁組につながる例があります。

【里親とは】

里親の種類

※養育里親

様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭で養育する里親です。

※専門里親

養育里親のうち、虐待、非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親です。

※養子縁組里親

養子縁組によって子どもの養親となることを希望する里親です。

※親族里親

実親が死亡、行方不明等により養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親です。

